

桂川町農業委員会第9回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月2日(木) 午後1時30分～午後2時32分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎 宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	藤川 房信
1	山邊 俊明	7	竹本 貞男	12	平塚 重義
2	原 中 壽	8	芳 中 悟	13	大塚 清文
3	野上伸太郎	9	林 英 明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 1名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第21号 農用法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第22号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)報告事項 第7号 農地改良行為届について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

- 事務局 ご起立お願いします。
 只今より令和3年度第9回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。
 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)
- 議長 只今より令和3年度第9回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場 (異議なしの声)
- 議長 それでは議事録署名委員を5番神崎宏昭委員、6番高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
 議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書に基づき説明】**
- 議長 それでは質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 全 委 員 (挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の高嶋委員より説明をお願いします。

高嶋委員 | それではご報告いたします。今回の申請地につきましては、11月25日農業委員会事務局の原田書記の立会のもと現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が一般住宅として利用するため、農地の転用許可申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 | ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事務局 | **【議案書に基づき説明】**

議長 | それでは質疑に入ります。何かございますか。
なければ採決いたします。議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします

全委員 | (挙手)

議長 | 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第22号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 | **【議案書に基づき説明】**
今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
令和3年12月3日から令和8年12月2日 5年 賃貸借権
通年 田 水稻 5,397㎡ 5筆 貸手2 借手2
令和3年12月3日から令和13年12月2日 10年 賃貸借権
通年 田 水稻 5,523㎡ 3筆 貸手1 借手1

議長 | ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。質問、ご意見等はございますか。
それでは採決いたします。議案第22号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 | (挙手)

議長 | 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。次

に報告事項第7号、農地改良行為届について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はいかがでしょうか。

事務局 補足でございます。こちらにつきましては苗床として使用されるという事で届出されております。以上です。

高嶋委員 ちょっと確認したい事があるんですが、盛土があるじゃないですか。あれは真砂は良くて、クラッシャーランはだめとかあるんですか。車で内部工事の時に運び出すにしても、真砂土だったら車がスリップするのでやっぱり、クラッシャーランとかの建材をひいて車が出入りしやすいようにするのが普通じゃないですか。飯塚市だったかな、車が出入りしやすいように、真砂をひいたらそこは真砂もだめといわれたんですけど、どうなんですか。

議長 あれは規定があるんですか。

事務局 そこまではなかったと思うんですけど。

議長 あれはたしか、ひとつは糸島の方で、ものすごくそういう案件が出てるんですよ。5m上げるとか、1mどころじゃなくて、工期が3年とかあって。面積もすごく広いんですよ。結局そういった部分は産廃を捨てる可能性があるじゃないですか。なので十分注意してくださいという話は伺ってますけどね。

高嶋委員 3年くらい前から朝倉残土を使ったら県が推奨して地上げをしてもいいような言い方をしたじゃないですか。

事務局 災害の分ですよ。

高嶋委員 規定とか曖昧なんですかね。

事務局 そこまでの詳しい規定はないですね。

議 長 　　また宿題になりますけれども、大変ありがたいですよ、そういう意見は。今後の皆さんの為にもなりますし。

高 嶋 委 員 　　土地を自分たちで改良したいというのもこれから増えてきますからね。そういった時に、どの土が良くてどの土が悪いとか、取り付けたのにクラッシャーランをひいたらいけないとかいうのをはっきりしてもらわないと、仕事がしにくいですよ。

議 長 　　正直いって、田んぼの土も産廃になるんですよ。

事 務 局 　　おそらく土の種別の規定とかはおそらく無いですよ。調べますけど。後は土木工事であるのが、農地の出入りができなくなったので、ご本人の要望で土だったらズルズルになるからハリコンをしてくれというのがありました。それは町の都合でやりましたのでハリコンでやったりとかはありました。

高 嶋 委 員 　　桂川町はその点で農業ができる事が優先的な考えですよ。

大塚推進委員 　　一つ確認したいんですか、これは農地改良行為届になっているんですよ。これの報告事項ということで届をだしたらここは許可とかはいらないんですよ。

事 務 局 　　そういう事です。

大塚推進委員 　　報告だからダメとかは言えないんですよ。届を出さないといけないということですよ。

事 務 局 　　はい。

竹 本 委 員 　　協議事項じゃなくて、報告事項ですよ。

議 長 　　改良行為は許可はいらないんですか。

竹 本 委 員 　　1 m以下だし、自分の土地から自分の土地にもってきているから。

事 務 局 　　そこがですね。どこの土だから良いとか悪いとかということも含めて、次回に届出の基準なども調べてご報告したいと思います。

大塚推進委員 基準とかはあるでしょうからね。

事務局 届出の基準的なところはお調べして、ご報告いたします。

神崎委員 私から2点確認したい事があるんですけど、一つが受付日が11月13日で、施工期間が11月1日からとなっていて、事後報告でいいのかというのが一つと、30cmとなっているんですけど、仮に30cmじゃなくて、50cmとか60cmにする可能性もなきにしもあらずだから、改良行為届出後に確認はされるかどうかという2点です。

事務局 今までの実績がないようですので、これにつきましては届出とはなってますが、申請が出てきていますので当然確認した方がいいかと思うんですよ。確認はしたいと思います。日付の件につきましては、申請者と話をしておきます。昨日現在では、まだ工事には入っていませんでした。

この改良行為届についてですけれども、やはり地権者の方が農地法についての解釈をされていない方が多いので、後で気が付かれて届出されたという事例は過去にはございます。その時にはもちろん、申請日をさかのぼるのがおかしいので、届出のあった日をあくまでも受付日としている事と、その時は当然現地確認はしておりました。

大塚推進委員 改良行為の届をださないといけないというのは、農地法か何かで決まっているんでしょう。その運用の基準として、逆にいったら事後でもいいかというところがあるんですよ。

議長 今までのパターンでいうと、結局わからなくて倉庫を建てたり、農機具置場にしたりとか、そういう事例が農地パトロールで発見されて、そういう所については更地に戻せということはできませんので、届出をやってほしいというお願いはずっとしてきて、そういうのはある程度改善してきたつもりではあります。

大塚推進委員 役場が発見して、そういう指導で出したものか、本人が気が付いて出したものか。

事務局 これはご本人です。

大塚推進委員 そしたらまだ何も作っていないんだから11月13日の届出なら施工

期間をあえて11月1日にしなくてもよかったんじゃないかと思うんですよね。

議長 書類上で11月1日と申請を出されたんじゃないかと思えますけどね。

事務局 はい。受け付ける時に確認すべきでした。すみません。

議長 そういった確認もきちんとしていかないといけませんね。

事務局 皆さんにお願いなんですけど、農作業をする時にこの農地何かしているとか気が付いた場合は、気軽に事務局まで声かけしていただければ、こちらで確認を行いたいと思います。隣近所などで直接言うと角が立つかもしれませんので、そういう時は事務局を大いにつかっていただきたいとおもいますので、よろしくお願いいいたします。

議長 それでは報告事項を終わります。
その他事項を事務局よりお願いします。

その他事項

- ・現況証明願について
- ・福岡県農業委員会研修大会の開催について
- ・農業経営収入保険について
- ・農業委員女性登用について
- ・活動記録について

次回の農業委員会は1月6日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第9回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____